

平成24年4月19日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ハ)第1397号 貸金等請求事件

口頭弁論終結日 平成24年3月1日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

原 告 株式会社シティズ訴訟承継人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役 川北太一

同訴訟代理人 中津留英世

被 告 A

被 告 B

被告両名訴訟代理人弁護士 小島亮一

主 文

- 1 被告 A は、原告に対し、金117万2225円及び内金94万7176円に対する平成22年8月24日から支払済みまで年21.9%の割合による金員を支払え。
- 2 被告 B は、原告に対し、平成24年5月から同25年11月まで3か月ごとに各末日限り金2万5200円ずつを、平成26年2月末日限り2万4933円を、各支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 主位的請求

被告らは、原告に対し、連帶して、金294万5930円及び内金198万5360円に対する平成23年12月31日から支払済みまで年21.9%の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

(1) 被告 A は、原告に対し、金294万5930円及び内金198万5360円に対する平成23年12月31日から支払済みまで年21.9%の割合による金員を支払え。

(2) 被告 B は、原告に対し、平成24年5月から同25年11月まで3か月ごとに各末日限り金2万5200円ずつを、平成26年2月末日限り金35万6403円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、原告が借主被告 A (以下、「被告 A」という。), 連帯保証人被告 B (以下、「被告 B」という。) 間の平成19年5月14日付け金銭消費貸借契約及び連帯保証契約に基づき、改正前の貸金業法43条の「みなし弁済」の適用があることを前提に、被告らに対し、連帶して、①貸付残元金198万5360円及び②平成21年7月23日から最終支払日の同23年12月30日まで利息制限法所定の年21.9%の割合による遅延損害金96万0570円並びに③同残元金に対する平成23年12月31日から支払済みまで利息制限法所定の年21.9%の割合による遅延損害金の支払を求めたところ、被告らが、それ以前の平成18年6月29日付け金銭消費貸借契約及び連帯保証契約とその取引の存在を主張し、かつ、両契約につき、いずれも「みなし弁済」の適用を否定して、全て一連計算をすべき旨主張し、また、被告 B については、小規模個人再生による再生手続の開始決定を受け、再生計画が確

定したとして争う事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

(1) 株式会社シティズ（以下、「シティズ」という。）は、平成18年6月29日当時、完全施行前の貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律。以下、「旧法」という。）所定の登録を受けた貸金業者であった（甲2）。

(2) シティズは、被告「A」に対し、

ア 平成18年6月29日に金250万円を（以下、「本件前契約」という。）、平成19年5月14日に金300万円を（以下、「本件契約」という。）、いずれも利息、遅延損害金とともに年29.2%（1年を365日とする日割計算）の約定で、同金員を貸し渡した（甲3、7）。

イ 各契約とも共通して、以下の約定が付されている（甲3、7）。

（弁済期、弁済方法）

本件前契約では平成18年7月から平成22年6月まで毎月25日限り元金5万2000円宛（最終支払元金は5万6000円）を、本件契約では平成19年6月から平成24年5月まで毎月25日限り元金5万円宛を、いずれも経過利息とともに、原告の支店に持参又は送金して支払う。

（期限の利益喪失）

上記各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を怠ったときは、催告を要せずして期限の利益を失い、直ちに元利金を一括して支払う（各契約書6項。以下、「本件期限の利益喪失特約」という。）。

（弁済の充当）

弁済金は、約定利息、損害金、元金の順に充当する（各契約書8項。以下、「本件充当特約」という。）。

- (3) 被告Bは、上記二つの貸金契約に対し、同日、いずれも書面により、連帶保証契約を締結した（甲3、7）。
- (4) 原告は、上記各契約締結の際、被告Aに対し、旧法17条1項及び同法施行規則13条に定める事項を記載した貸付及び保証契約説明書（以下、「17条書面」という。）を交付した（甲4、8）。
- 原告は、また、被告Bに対し、前記各契約締結の事前に、旧法17条2項、同法施行規則14条に定める事項を記載した書面を交付し、更に同契約締結の際、旧法17条3、4項及び同法施行規則14条に定める書面を交付した（甲4、5、8、9）。
- (5) シティズは、上記各契約に際し、被告らに対し、支払予定額として、各支払期日に支払うべき元金と約定利率に基づく利息を明示した償還表を交付した（以下、「本件償還表」という。甲6、10）。
- (6) 以上の両契約に基づき、シティズと被告らは、別紙1計算書の本件前契約分、本件契約分に記載した年月日、貸付金額、弁済額の各欄記載のとおりの取引（貸付及び弁済）を行った（以下、「本件取引」という。）。

なお、同計算書の利息、残元金の計算結果は、原告の計算結果による。

- (7) 被告らは、平成19年10月25日、シティズに対し、支払うべき元利金の支払を怠り、期限の利益を喪失した（弁論の全趣旨）。
- (8) 当審係属中の平成23年7月1日、シティズは原告への吸収合併により消滅し、原告は、同時に、吸収合併存続会社として本件訴訟を承継した。

3 争点及びこれに対する当事者の主張の要点

- (1) みなし弁済成立に必要な支払の任意性

ア 原告

本件各契約における期限の利益喪失条項は、「元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したとき」となっており、債務者に対し誤解を生じさせ、事実上でも支払を強制するようなものではない。いずれの弁済

も任意にされたものであり、旧法43条の適用が認められるべきである。

よって、本件前契約について過払金は存在せず、本件契約の貸付金債務への充当の問題も生じない。

イ 被告ら

(ア) 本件各契約においては、本件期限の利益喪失特約とともに本件償還表が交付され、さらに、約定利息等についての本件充当特約がある。

(イ) こうした契約事情の下では、被告らに対し、弁済期日に元本と約定利息を支払わなければ期限の利益を喪失するとの誤解を与え、その結果、制限利息を超過する約定利息の支払を事実上強制することになり、任意性の要件を欠き、「みなし弁済」の適用はない。

したがって、本件前契約では過払金が発生しており、本件契約の貸付金に充当されるべきであり、その計算結果は、別紙2の計算書のとおりである。

(2) みなし弁済成立に必要な18条書面の交付

ア 被告ら

本件各契約とも、18条書面を弁済した日の翌々営業日に発送しており、「直ちに」交付したとは言えず、「みなし弁済」の適用要件を欠く。

イ 原告

被告らが指摘する返済分は、現金書留の方法により弁済されたものであり、原告は、現金書留発送の消印の日付をもって各弁済の受領日として取り扱い、実際に受領した日の翌営業日には領収書を発送しており、18条書面は「直ちに」交付している。

(3) 被告Bに対し認容されるべき請求額（抗弁）

ア 被告ら

(ア) 被告Bは、申立により平成22年8月24日午後5時、小規模個人再生による再生手続の開始決定を受け、同手続により、同被告の原告

に対する連帶保証債務については、確定債権額117万2225円とし、返済総額30万2133円を分割して返済する旨の再生計画が平成23年1月25日認可され、同決定は同年2月23日確定した（乙3～7）。

- (イ) 被告上野は、上記決定確定後、平成23年3月から返済を開始し、同年12月までに2万5200円を合計4回分支払った。
- (ウ) 被告上野に対する認容判決が下りる場合、上記再生計画による権利変更を受けるべきである。

イ 原告

前記（ア）（イ）の事実は認めるが、その余は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（みなし弁済成立に必要な支払の任意性）について

(1) 旧法43条にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、「債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない」（最高裁第二小法廷平成2年1月22日判決・民集44巻1号332頁参照）と解されるが、その後の最高裁判決により、その趣旨に加えて、「任意性の要件は、明確に認められが必要である」とされ、期限の利益喪失特約に対する判示に先だって、「債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということはできず、同項の規定の適用要件を欠くというべきである」とされた（最高裁第二小法廷平成18年1月13日判決・民集第60巻1号1頁、同第一小法廷平成18年1月19日判決・集民第219号31頁、同第三小法廷平成18年1月24日判決・集民219号243頁参照）。

(2) これらの最高裁判決（以下、「平成18年判決」という。）では、「支払期

日に制限超過部分を含む約定利息の支払を怠った場合には、元本についての期限の利益を当然に喪失し、残元本全額及び経過利息を直ちに一括して支払う」旨の文言のある「期限の利益喪失特約」については、「通常、債務者に対し、支払期日に約定の元本と共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する（略）遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与える。その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるものというべきである」とし、「上記のような誤解が生じなかつたといえるような特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということはできない」（前記最高裁第二小法廷平成18年1月13日判決等参照）としている。

(3) これを本件についてみれば、本件期限の利益喪失特約は、期限の利益の喪失事由として、確かに文言上「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを遅滞したとき」と明記されており（甲3、7の各契約書第7項），平成18年判決の事案のように、喪失事由として「制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り」という法律上一部無効なものが含まれているものではない。この条項の文言をみると、無効なものの支払を強制するという契機は存在せず、支払の任意性が否定されないようにも考えられる。

しかしながら、平成18年判決は、期限の利益喪失特約について判断するに先立って、任意性の要件について、「債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということはできず」としており、自由な意思によって支払ったか否かは、「金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的な事情に基づき、総合的に判断されるべきである」（前記最高裁第一小法廷平成18年1月19日判決参照）としているのであり、その当否は、その

特約条項のみの解釈に限られるものではない。

(4) 原告は、①債務者が期限の利益を喪失するか否かは、期限の利益喪失特約事由に該当するか否かのみで判断されるべきであり、本件では無効部分を含まず、虚偽の情報を債務者に与えることはなく、誤解が生じる余地はなく、②契約書には利息制限法の条文の抜粋も掲記されていることから、利息制限法所定の制限利息を支払っている限り、期限の利益を喪失することがないことは極めて容易に理解できるとし、③本件充当特約は債務者が既に支払を終えた後に機能するものであり、本件償還表は支払の予定表に過ぎず、いずれも期限の利益喪失特約とは無関係である旨主張する。

しかしながら、本件各契約は、旧法43条の適用を受け、利息制限法所定の制限利率（以下、「制限利率」という。）を超過する利息（以下、「制限超過利息」という。）を取得することを最大目的とするものであり、その債務履行の実効性を確保するため、第1に、契約時に契約書と一体のものとして本件償還表を交付し、具体的に返済時期と各時期に支払うべき分割元金と約定利息金額を明示し（同5項）、第2に、その債務どおりの支払を促し返済の遅滞を防止するために本件期限の利益喪失特約を定め（同6項）、第3に、各分割元金、約定利息の支払を受けた場合の充当関係を明確にするために本件充当特約（同8項）を定めているのであり、これらの三つのものは一体不可分のものとして債務弁済確保に向けて機能し、債務者に対し約定利息の契約履行を求める契約構造となっている。

したがって、旧法43条の任意性の要件が充足するか否かを判断する上では、一つ一つの特約の機能を個別に判断するのではなく、前記平成18年判決が言うように、正に本件の各契約書等の文言や業者の説明内容等の「具体的な事情に基づき、総合的に判断」すべき事柄である。

(5) 本件期限の利益喪失特約は、「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを遅滞したとき」と明記され、制限超過利息の遅滞が要件

とされておらず、その点では法律上無効な部分を含むものとはなっていないが、その効果は、「期限の利益を失い直ちに元利金を一括して支払います」との内容であり（甲3、7の各6項、16項）、支払遅滞があったときには不利益制裁が課せられるものとなっている。

ところで、旧法43条は、本来利息制限法上は無効なものであるが、弁済があった場合、具体的に所定の任意性、書面交付の要件が具備されたとき限り、後になって例外的に有効とみなすというものであり、弁済前の段階では、未だ法律上無効な内容を含むものであり、人の意思を尊重する法の精神の下では、片時も、これを以て不利益制裁が課せられるなど、事実上にせよ人の意思が強制されることがあってはならない筋合いのものである。

本件期限の利益喪失特約が機能する場面は、弁済前に、これから弁済をしようとする債務者に対し、その意思に債務の履行を働き掛け、応じない場合には不利益制裁を課すというものであって、任意性要件の判断にあっては、これに関係する契約条項の中に、事実上にせよ本来支払義務を負わない支払を強制する契機となり得るものがないか否かが、検討されなければならない。

（6）原告は、本件償還表、本件充当特約とともに、それらは期限の利益喪失特約とは別々に機能し、無関係である旨主張する。

ア しかしながら、本件償還表は、支払の予定額を記載したものとはいえ、本件各契約書5項には、それ以前に記載のある支払利息等の利率約定の条項を前提として、「毎回（月）の約定利率に従った支払いは別紙償還表のとおりとし」とし、債務者に対し債務の本旨に従って約定利息の債務履行を求める表現内容となっている。

この償還表が本件各契約の際に契約書と一体として交付されていることからすれば、債務者としては、そこに具体的に記載のある分割返済の元本及び約定利息金額を日々支払っていかなければ期限の利益を喪失し、残債務一括返済の不利益を被ると理解するのが通常であると考えられる。

それが誤解であるとするならば、そうした誤解を避けるため、毎回の支払期日には利息制限法所定の制限利息が容易に、かつ、明確に分かるような表示がなければならぬが、本件償還表上それが明らかにされていない。

イ 本件充当特約については、その文言記載には、原告主張のような「支払を終えた後に機能するもの」とか「みなし弁済が成立した場合の充当関係を定めたもの」とかいうような文言は一切ない。その真意はともかく、条項の外観としては、弁済金はまず約定利息に充当される旨が明記されているのであり（甲3、7），これによれば、通常の債務者であれば、支払期日に約定の分割元本と利息制限法所定の制限利息を支払ったとしても、その充当特約が文言どおりに適用され、弁済金はまず約定利息に充当され、その分だけ必然的に元本の弁済額に不足を生じ、その支払遅滞により期限の利益を喪失し、残債務を一括返済すべき義務を負うことになると、少なくとも、そのように考え得る誤解を与える記載内容となっている。

ウ しかも、本件期限の利益喪失特約は、「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを遅滞したとき」（6項）と明記はされているものの、「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息」が具体的にいくらなのかは全く明示されていない。その「各返済日の・・支払いを」という文言からは、むしろ直前の契約条項5項の「毎回（月）の約定利率に従った支払は別紙償還表のとおりとし」とする表現を前提としたものと理解する可能性が高く、契約時に本件償還表を交付された債務者としては、その償還表記載の返済日に、その日付欄に該当する元金と約定利息（制限超過分を含む）を支払わなければ期限の利益を喪失すると認識するのが通常の債務者の理解であると考えられる。

本件期限の利益喪失特約が「約定利息」から「制限利息」に修正されたにしても、他の本件償還表、本件充当特約については従前どおり制限超過部分を含む約定利息を前提にしたものであり、約定利息の履行が最大要請

される契約内容でありながら、期限の利益喪失特約の条項になると、突如それ以下の制限利息を支払えば期限の利益を失わないというのでは、法律専門家でもない債務者の立場でみれば、債務の本旨がどこにあるのか混乱を来し、本件償還表を基に考え、誤解を生じることは十分あり得ることである。

エ こうした契約書の内容を「総合的に」検討してみれば、通常の債務者において、本件期限の利益喪失特約は、支払期日に償還表どおりの制限超過利息分を含む約定利息を支払わない限り期限の利益を喪失し、その結果、残元本及び約定利率による遅延損害金を一括返済の不利益を被るとの誤解を与えることになるものと判断される。その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるものであり、このような誤解が生じなかつたといえるような特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったと言うことはできない性質のものである。

オ 原告は、そのような誤解を避けるため、平成18年判決を受けて、従前の期限の利益喪失特約を修正し、「利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときは」と明記し、また、契約条項中に利息制限法の条文を抜粋して記載しているので、誤解を生じることはあり得ない旨主張する。

しかし、その条文の記載位置は、契約条項の末尾部分であり、本件期限の利益喪失特約（6項）からは遠く隔たった箇所（22項）に、何の脈絡も示さず忽然と利息制限法条文の抜粋が記載されているだけであり、その記載だけでは、通常の債務者にとって、本件債務の本旨と制限利息支払や期限の利益喪失との関係等を正確に理解し、本件期限の利益喪失特約の意味するところを誤解なく容易に読み込めるものになっているとは言えない。

(7) 原告は、「支払の任意性を裏付ける具体的な事情」として、前記の本件期限

の利益喪失特約には「制限利息」と明記され、契約条項には利息制限法の条文抜粋が記載されていることのほか、①契約証書（甲3、7）3項に被告田中が約定利率を自書し、②「貸付及び保証契約説明書」（甲4、8）では、約定利率と制限利率を区別して記載し、その書面末尾には「本説明書及び償還表を交付書面として各自一通宛、内容の説明を受けた上で、受領しました」とあって被告らの署名があり、③また、領収書には「充当項目、又は金額に異存がある場合は、善処致しますので至急ご連絡下さい」と記載しているが、充当について異議があったことは一度もないことなどを挙げ、被告Aが約定の利率で充当されることを認識、了承して、利息を支払っていたことが明らかである旨主張する。

しかしながら、累次の最高裁判例によれば、旧法43条の適用に関しては、その立法及び規定の趣旨に即して債務者保護の観点から、重要な事項については、契約条項の記載については正確性と明確性が求められ（前記最高裁第一小法廷平成18年1月19日判決、最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決等参照）、その解釈には厳格性が要求されているのであり（前記最高裁第二小法廷平成16年2月20日判決、同第二小法廷平成18年1月13日判決等参照）、誤解が生じてはいけない契約の重要事項では、正確な情報が提供され、矛盾なく一義的かつ明確に認識できるものとして書面に表示されていることが求められる。

原告指摘のような前記事情があったとしても、本件契約書、本件説明書及び本件償還表においては、債務者において前記のような誤解が生じないよう配慮した情報提供と明確な記載があるとは言えず、また、本件に現れた全証拠によっても、契約の重要事項について十分な説明があったとも窺うことはできない。

したがって、前記「特段の事情」があるとまで認めることはできず、旧法43条の「みなし弁済」の適用要件を欠くと判断される。

(8) 以上によれば、争点（2）の原告が被告A'に交付した18条書面が直ちに交付されたか否かについて判断するまでもなく、本件前契約と本件契約のいずれにおいても、旧法43条の「みなし弁済」の規定の適用は認められないと言わざるを得ない。

2 本件取引結果の債権債務関係

（1） 本件取引結果

本件取引では、結局、「みなし弁済」の規定の適用はなく、本件前契約、本件契約との関係をみると、被告A'は、本件前契約の最終弁済日である平成19年5月14日に197万9492円を弁済し、同日に、さらに300万円を借り受けており、前後の貸付けと同様の方法、貸付条件で行われたことが明らかである。

本件契約は本件前契約の終了日に借り増しにより継続されたものであり、こうした2個の契約に基づく取引は事実上連続した1個の取引であると評価することができ、本件前契約に過払金が生じている場合には、その後の本件契約の貸付金に充当されるものと解される（前記最高裁第一小法廷平成19年7月19日判決参照）。

こうして本件両取引は一連の1個の取引とみることができるのであり、また、被告らは平成19年10月25日に期限の利益を喪失したことは明らかである。これらの一連の取引を利息制限法所定の制限利率により引直し計算をすると、その結果として、別紙2の計算書のとおり、被告らが原告に対し負う債務は、金117万2225円及び内金94万7176円に対する平成22年8月24日から支払済みまで年21.9%の割合による遅延損害金の支払義務があると認められる。

（2） 被告B'に対する関係

証拠（乙3～7）によれば、被告B'は、申立により平成22年8月24日午後5時、小規模個人再生による再生手続の開始決定を受け、同手続によ

り、同被告の原告に対する連帶保証債務については、確定債権額117万2225円とし、再生計画による返済総額30万2133円を、再生計画認可決定確定の日の属する月の3か月の月の末日を第1回として、以後3か月ごとに各回2万2000円（最終回は2万4933円）ずつ返済する（再生手続き開始決定の日以降の遅延損害金は全額免除）として（乙4、5）、平成23年1月25日、その再生計画が認可され、同決定は同年2月23日確定したことが認められる。

したがって、被告Bに対する関係では、再生裁判所の上記決定は尊重されるべきであり、被告田中に対する関係とは異なった判決主文となる。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文第1、2項記載の限度で理由があるから、この限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

なお、仮執行宣言は相当でないので、これを付さない。

和歌山簡易裁判所

裁 判 官 山 本 正 名

別紙1

計算書

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金
--	-----	------	-----	----	----	----	------	-----

1 本件前契約分

1	H18. 06. 29	2,500,000	0	0.292				2,500,000
2	H18. 07. 24	0	104,000	0.292	25	50,000	0	2,446,000
3	H18. 08. 24	0	112,710	0.292	31	60,660	0	2,393,950
4	H18. 09. 25	0	111,420	0.292	32	61,285	0	2,343,815
5	H18. 10. 25	0	108,256	0.292	30	56,251	0	2,291,810
6	H18. 11. 24	0	112,508	0.292	30	55,003	0	2,234,305
7	H18. 12. 25	0	102,176	0.292	31	55,410	0	2,187,539
8	H19. 01. 25	0	106,262	0.292	31	54,250	0	2,135,527
9	H19. 02. 26	0	106,681	0.292	32	54,669	0	2,083,515
10	H19. 03. 26	0	98,681	0.292	28	46,670	0	2,031,504
11	H19. 04. 25	0	100,768	0.292	30	48,756	0	1,979,492
12	H19. 05. 14	0	30,088	0.292	19	30,088	0	1,979,492
13	H19. 05. 14	0	1,979,492	0.292	0	0	0	0

2 本件契約分

1	H19. 05. 14	3,000,000	0	0.292	0	0	0	3,000,000
2	H19. 06. 25	0	150,800	0.292	42	100,800	0	2,950,000
3	H19. 07. 25	0	120,800	0.292	30	70,800	0	2,900,000
4	H19. 08. 27	0	126,560	0.292	33	76,560	0	2,850,000
5	H19. 09. 25	0	116,120	0.292	29	66,120	0	2,800,000
6	H19. 10. 25	0	0	0.292	30	67,200	67,200	2,800,000
7	H19. 10. 31	0	130,640	0.292	6	13,440	0	2,750,000
8	H19. 11. 26	0	120,400	0.292	26	57,200	0	2,686,800
9	H19. 12. 25	0	112,640	0.292	29	62,333	0	2,636,493
10	H20. 01. 29	0	123,821	0.292	35	73,821	0	2,586,493
11	H20. 03. 03	0	120,352	0.292	34	70,352	0	2,536,493
12	H20. 04. 07	0	121,121	0.292	35	71,021	0	2,486,393
13	H20. 05. 07	0	109,673	0.292	30	59,673	0	2,436,393
14	H20. 06. 05	0	106,524	0.292	29	56,524	0	2,386,393
15	H20. 07. 07	0	111,091	0.292	32	61,091	0	2,336,393
16	H20. 08. 05	0	104,204	0.292	29	54,204	0	2,286,393
17	H20. 09. 10	0	115,848	0.292	36	65,848	0	2,236,393
18	H20. 10. 21	0	73,353	0.292	41	73,353	0	2,236,393
19	H20. 11. 05	0	27,000	0.292	15	26,836	0	2,236,229
20	H20. 12. 05	0	60,000	0.292	30	53,669	0	2,229,898
21	H21. 01. 13	0	70,000	0.292	39	69,572	0	2,229,470
22	H21. 02. 06	0	70,000	0.292	24	42,805	0	2,202,275
23	H21. 02. 20	0	150,000	0.219	14	24,665	0	2,076,940
24	H21. 04. 07	0	80,000	0.219	46	57,323	0	2,054,263
25	H21. 06. 05	0	100,000	0.219	59	72,720	0	2,026,983
26	H21. 07. 23	0	100,000	0.219	48	58,377	0	1,985,360
27	H23. 03. 31	0	25,200	0.219	617	25,200	709,779	1,985,360
28	H23. 06. 30	0	25,200	0.219	91	108,400	792,979	1,985,360
29	H23. 09. 30	0	25,200	0.219	92	109,591	877,370	1,985,360
30	H23. 12. 30	0	25,200	0.219	91	108,400	960,570	1,985,360

別紙2

計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H18. 06. 29	2,500,000	0	0.15				2,500,000		
2	H18. 07. 24	0	104,000	0.15	25	25,684	0	2,421,684	0	0
3	H18. 08. 24	0	112,710	0.15	31	30,851	0	2,339,825	0	0
4	H18. 09. 25	0	111,420	0.15	32	30,770	0	2,259,175	0	0
5	H18. 10. 25	0	108,256	0.15	30	27,852	0	2,178,771	0	0
6	H18. 11. 24	0	112,508	0.15	30	26,861	0	2,093,124	0	0
7	H18. 12. 25	0	102,176	0.15	31	26,665	0	2,017,613	0	0
8	H19. 01. 25	0	106,262	0.15	31	25,703	0	1,937,054	0	0
9	H19. 02. 26	0	106,681	0.15	32	25,473	0	1,855,846	0	0
10	H19. 03. 26	0	98,681	0.15	28	21,354	0	1,778,519	0	0
11	H19. 04. 25	0	100,768	0.15	30	21,926	0	1,699,677	0	0
12	H19. 05. 14	0	30,088	0.15	19	13,271	0	1,682,860	0	0
13	H19. 05. 14	0	1,979,492	0.15	0	0	0	-296,632	0	0
14	H19. 05. 14	3,000,000	0	0.15	0	0	0	2,703,368	0	0
15	H19. 06. 25	0	150,800	0.15	42	46,660	0	2,599,228	0	0
16	H19. 07. 25	0	120,800	0.15	30	32,045	0	2,510,473	0	0
17	H19. 08. 27	0	126,560	0.15	33	34,046	0	2,417,959	0	0
18	H19. 09. 25	0	116,120	0.15	29	28,816	0	2,330,655	0	0
19	H19. 10. 25	0	0	0.219	30	28,734	28,734	2,330,655	0	0
20	H19. 10. 31	0	130,640	0.219	6	8,390	0	2,237,139	0	0
21	H19. 11. 26	0	120,400	0.219	26	34,899	0	2,151,638	0	0
22	H19. 12. 25	0	112,640	0.219	29	37,438	0	2,076,436	0	0
23	H20. 01. 29	0	123,821	0.219	35	43,506	0	1,996,121	0	0
24	H20. 03. 03	0	120,352	0.219	34	40,609	0	1,916,378	0	0
25	H20. 04. 07	0	121,121	0.219	35	40,133	0	1,835,390	0	0
26	H20. 05. 07	0	109,673	0.219	30	32,946	0	1,758,663	0	0
27	H20. 06. 05	0	106,524	0.219	29	30,517	0	1,682,656	0	0
28	H20. 07. 07	0	111,091	0.219	32	32,218	0	1,603,783	0	0
29	H20. 08. 05	0	104,204	0.219	29	27,829	0	1,527,408	0	0
30	H20. 09. 10	0	115,848	0.219	36	32,901	0	1,444,461	0	0
31	H20. 10. 21	0	73,353	0.219	41	35,436	0	1,406,544	0	0
32	H20. 11. 05	0	27,000	0.219	15	12,624	0	1,392,168	0	0
33	H20. 12. 05	0	60,000	0.219	30	24,990	0	1,357,158	0	0
34	H21. 01. 13	0	70,000	0.219	39	31,699	0	1,318,857	0	0
35	H21. 02. 06	0	70,000	0.219	24	18,991	0	1,267,848	0	0
36	H21. 02. 20	0	150,000	0.219	14	10,649	0	1,128,497	0	0
37	H21. 04. 07	0	80,000	0.219	46	31,146	0	1,079,643	0	0
38	H21. 06. 05	0	100,000	0.219	59	38,219	0	1,017,862	0	0
39	H21. 07. 23	0	100,000	0.219	48	29,314	0	947,176	0	0
40	H23. 03. 31	0	25,200	0.219	616	350,076	324,876	947,176	0	0
41	H23. 06. 30	0	25,200	0.219	91	51,715	351,391	947,176	0	0
42	H23. 09. 30	0	25,200	0.219	92	52,284	378,475	947,176	0	0
43	H23. 12. 30	0	25,200	0.219	91	51,715	404,990	947,176	0	0

これは正本である。

平成24年4月19日

和歌山簡易裁判所

裁判所書記官 山田

